

平成十八年二月

マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定の説明書

外務省

目次

一 概説	一
1 協定の成立経緯	一
2 協定締結の意義	一
3 協定の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	一
5 他の国際約束との関係	一
二 協定の内容	二
1 定義等	二
2 マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与	二
3 関税率表においてマルチチップ集積回路が分類される項の一覧表の提出	三
4 最終規定	三
三 協定の実施のための国内措置	三
(参考)	四

一 概説

1 協定の成立経緯

- (1) 平成十六年（二千四年）九月、半導体業界団体からのマルチチップ集積回路の無税待遇の早期実現に関する提言を受け、第五回の半導体に関する政府及び当局の間の会合（以下「GAMS」という。）において、GAMSの構成者である我が国、大韓民国、アメリカ合衆国、欧州共同体並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域の間で議論が開始された。
- (2) その後、昨年九月、第六回のGAMSにおいて協定の内容につき実質合意するに至り、昨年十一月二十八日にこの協定が作成された。

2 協定締結の意義

この協定は、マルチチップ集積回路に対して適用する関税を無税とすることを内容とするものである。我が国がこの協定を締結することは、国際貿易における我が国の利益を増進するとの観点から有意義である。

3 協定の締結により我が国が負うこととなる義務

この協定の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) マルチチップ集積回路に対して適用する関税その他の租税及び課徴金の率を無税とすること。
- (2) 世界貿易機関（以下「WTO」という。）の主催の下での関税の引下げに関する多数国間の合意が成立し、これが十分な水準のマルチチップ集積回路の国際的な貿易を対象としていたとすべての締約者が認める時に、マルチチップ集積回路に対する関税その他の租税及び課徴金の率を世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「WTO設立協定」という。）上無税とする譲許を行うこと。

4 早期国会承認が求められる理由

この協定は、本年二月一日現在、GAMSの構成者のうち、大韓民国、アメリカ合衆国、欧州共同体並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域が既に締結している。我が国としても、WTOの主催の下での関税の引下げに関する多数国間の交渉の結果に先駆けてこの協定を締結し、国際貿易における我が国の利益を増進することが望ましい。

5 他の国際約束との関係

(1) WTO設立協定

WTO設立協定の不可分の一部を構成する千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定には、WTOの各加盟国の譲許表が附属している。一方、この協定は、各締約者に対し、マルチチップ集積回路に対して適用する関税等を無税とすることを定めた上、一定の要件が満たされた時には、それぞれの当該譲許表においてマルチチップ集積回路に対する関税等を無税とする約束を行うことを定めている。すなわち、この協定は、マルチチップ集積回路に関し、この協定の枠組みの下での無税待遇の付与から、WTO設立協定の枠組みの下での無税の譲許に移行することを定めている。

(2) 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（その改正を含む。）（以下「HS条約」という。）

現行のHS条約に定める商品の名称及び分類についての統一システムにおいては、新しい技術として近年広まってきたマルチチップ集積回路が分類されるべき番号が特定されていないが、この協定は、マルチチップ集積回路が統一システムのいずれの番号の下に分類されるかを問わず、すべてのマルチチップ集積回路について適用されることを定めている。

二 協定の内容

この協定は、前文、(1)から(9)までの本文及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義等（(1)及び(2)）

(1) 「マルチチップ集積回路」、「統一システム」等の用語の定義等について定めている。

(2) この協定は、マルチチップ集積回路が統一システムのいずれの番号の下に分類されるかを問わず、すべてのマルチチップ集積回路について適用される。

2 マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与（(3)）

(1) 締約者は、最恵国待遇の原則に基づき、マルチチップ集積回路に対して適用する関税その他の租税及び課徴金の率を無税とする。

(2) 締約者は、WTOの主権の下での関税の引下げに関する多数国間の合意が十分な水準のマルチチップ集積回路の国際的な貿易を

対象としているとすべての締約者が認める時（二千六年十二月三十一日より前の場合には二千七年一月一日）に、マルチチップ集積回路に対する関税その他の租税及び課徴金の率をWTO設立協定上無税とする譲許を行う。

3 関税率表においてマルチチップ集積回路が分類される項の一覧表の提出（4）

締約者は、それぞれの関税率表においてマルチチップ集積回路が分類される項の一覧表を寄託者に提出する。

4 最終規定（7）から（9）まで）

- (1) この協定の締結手続、効力発生の要件、改正等について定めている。
- (2) この協定は、WTOの加盟国による受諾のために開放しておく。
- (3) この協定は、すべての締約者がマルチチップ集積回路に対する関税その他の租税及び課徴金の率をWTO設立協定上無税とする譲許を行った時に終了する。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 作成 平成十七年十一月二十八日 ブリュッセルにおいて作成
- 2 効力発生 平成十八年二月一日現在 未発効（四のG A M Sの構成者がこの協定の受諾書を寄託した後、当該構成者の間でこの協定の効力発生の日について合意する。）
- 3 締約者 平成十八年二月一日現在 四箇国・地域
大韓民国、アメリカ合衆国、欧州共同体並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域